

洋上風力発電に係る環境配慮のための新たな制度について

再エネ海域利用法[※]施行(2019年4月)

[※]海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)

地域脱炭素ロードマップ(2021年6月決定)、地球温暖化対策計画(2021年10月閣議決定)

「環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適なあり方を、関係省庁、地方自治体、事業者等の連携の下検討するとともに、陸上風力等についても引き続き効率化に取り組む。」

規制改革実施計画(2022年6月閣議決定)

「環境影響評価制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下検討し、速やかに結論を得る。」

- ◆ 洋上風力発電の環境影響評価制度の在り方に関する有識者検討会
(2023年1月から2023年7月にかけて開催)

中央環境審議会へ「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方」について諮問(2023年9月)

- ◆ 中央環境審議会総合政策部会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」
(2023年11月から2024年2月にかけて計3回開催)

洋上風力発電に係る環境配慮のための新たな制度案として、中央環境審議会1次答申(風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について)が公表(2024年3月)

当該一次答申を踏まえ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定、第213回通常国会へ提出(2024年3月)

衆議院において全会一致で可決、参議院において継続審査中

領海における洋上風力発電に係る環境配慮のための制度案の概要



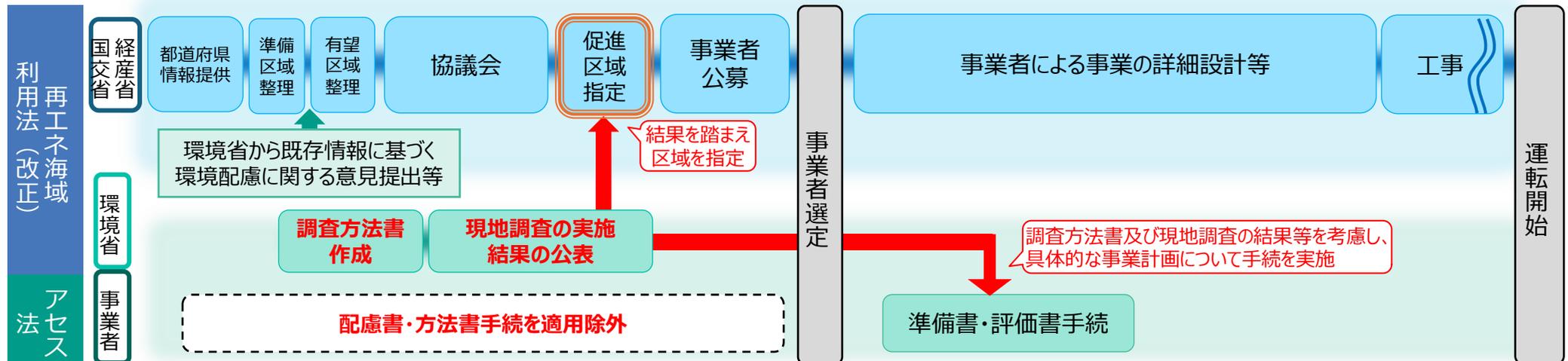
現行制度の課題

- 再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定と、環境影響評価手続が独立していること等により、以下のような課題が生じている。
- 洋上風力発電事業の環境影響は、風車の立地場所等によるところが大きいことを踏まえると、**国が促進区域を指定する際に、**現行の環境配慮の仕組み（環境省への協議）に加え、**より適正な環境配慮を行うことが必要。**
 - 促進区域に係る事業者選定の前に**複数事業者が同一海域で環境影響評価手続を行うことで、地域における大きな混乱・負担及び行政コストの増大**につながっている。

環境配慮のための制度案

- 促進区域の指定前に、**環境省が詳細な環境情報を取得するための現地調査等を実施し、**当該調査の結果を踏まえ、**風車の立地制約が必要となる範囲や発電事業の実施における留意点等が示された取りまとめ結果を公表。**
- 現地調査等の実施に当たっては、意見聴取等の手続を行った上で、調査の項目や手法を記載した**調査方法書を環境省が作成。**
 - **調査結果に基づき、経済産業省及び国土交通省が促進区域を指定することで、より適切な環境配慮の確保が可能に。**
- 促進区域の指定段階と一貫した環境配慮がなされるよう、**選定された事業者は、環境省の調査結果等を活用し、**具体的な事業計画に係る**環境影響評価手続（準備書手続以降）を実施。配慮書手続及び方法書手続は適用除外**とする。
 - **複数事業者の手続の実施による地域の混乱・行政コストの増大に関する課題等を解消。**

<新制度イメージ>



EEZにおける洋上風力発電に係る環境配慮のための制度案の概要



EEZでの事業実施に係る制度案

EEZ における洋上風力発電事業の実施のため、経済産業省が**広域の募集区域を指定し、同区域内において、事業者から発電事業を実施する区域を自由に申請**させた上で、経済産業省及び国土交通省が審査・仮の許可を行い、その後、一定の要件に合致する場合には、洋上風力発電設備の設置を許可することとしている。

環境配慮のための制度案

■ 募集区域の指定前の早期段階から、**環境省がこれまでに収集された文献情報や環境データを中心に調査・分析・整理し、環境保全の観点から開発を避けるべき区域の有無について取りまとめ、これらに基づき経済産業省が区域を指定。**

(※) 他方、沖合の環境に関する文献情報や環境データはそれ自体が限定的であることから、環境省は早急に当該データの拡充、とりわけ一般的な洋上風力発電事業の影響として指摘されている海洋に生息する鳥類等のデータの収集に取り組み、募集区域の指定の際に活かすことが重要。

■ **募集区域のうち事業者が設定した区域については、事業者による環境影響評価手続を通じて適正な環境配慮を確保。**なお、制度の合理性の観点から事業者による**配慮書手続は適用除外**とする。

➤ **環境省による調査等の結果に基づき、募集区域の指定がなされることで、適正な環境配慮の確保が可能に。**

<新制度イメージ>

